

第 1 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年1月25日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	1 1	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	欠席	1 2	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	1 3	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	1 4	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	1 5	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	1 6	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	1 7	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	1 8	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	1 9	田 守 文 夫	出席
1 0	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農 地 振 興 係 主 事	矢 口 梨 央

- 4 議事録署名委員

1 番	貞 廣 渉 委員
3 番	松 川 博 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第2号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和4年第1回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員は、1番 貞廣委員、3番 松川委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第6項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第3項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。
次に、議案第1号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第1号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 1月15日に貸主、借主からお話を伺ってきております。この土地はそれほど悪い
条件ではなかったのですが、牧草をまいている土地でございます。借主は酪農を、貸
主は以前和牛を飼っておりましたが、やめてしまったということで3条契約の賃貸と
いう運びになったようでございます。賃貸料も地域の平均を大きく崩すものではなく
許可相当であるというように思ってお話を聞いておりました。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第1号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いいたします。

9 番 1月13日に借主宅にお邪魔してお話を伺ってきております。貸主は高齢に伴い経営規模縮小ということで自宅から離れた地区にある農地を、借主のお父様とお話されたそうで、貸借りのお話がまとまったそうでございます。賃貸料につきましては、地域内では若干高めの金額ではありますが地域の相場を大きく崩すものではないと認識して
おります。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第2号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第
1項及び第2項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局
からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項及び第2項朗読、説明)

本件につきましては、昨年11月の総会議案にありました、家畜市場建設に伴う移転補償により、第1項及び第2項の申出者が住宅・倉庫・駐車場・作業場等を設けるために、合計11,689平方メートルを農用区域からの除外及びマスタープランの変更をするための諮問であります。「調査書」につきましては、2ページから9ページです。

第1項及び第2項の申出者それぞれの住宅を建設する2筆が農用区域内農地から農業振興地域への変更、つまり除外にあたります。第1項のもう1筆の申出が農用区域内農地から農業用施設用地への用途区分の変更になります。

なお、この後、議案第3号及び第4号において、本件に関する農地法第4条及び第5条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項及び第2項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項及び第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

本件につきましては、電気通信事業法に基づく携帯電話の無線基地局を建設するために、農用区域からの除外及びマスタープランの変更をするための諮問であります。

「調査書」につきましては、10ページから11ページとなっております。

申出者が、長流枝地域における携帯電話サービスのエリア拡大を図るため、電波伝搬路を遮断されない場所で、工事車輛の通行が可能な道路のそばで、周辺住民に迷惑をかけるおそれの少ない場所であることなどを総合的に判断し、農業用施設用地の一部を借用して設置することとしたものであります。

なお、電気通信事業法に基づく携帯電話無線基地局の建設については、農地転用許可は不要であることを申し添えます。以上です。

議長 説明がおわりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第3項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

本件につきましては、先ほどの議案第2号第1項に関連した案件で、住宅・倉庫の建設、駐車スペース・通路・作業場の整備を計画するものです。

申請地については、「調査書」の16ページから19ページにあるとおりで、10,241平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の12ページから13ページにあるとおり農用区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、住宅・倉庫等の建設のため、農地法第4条第6項及び同法施行規則第38条並びに第39条に係る例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、「調査書」の13ページから15ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費相当額を移転補償費で賄うこととしており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われま

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 先ほど、事務局からの説明がありましたように、家畜市場建設に伴い住宅、農業施設等の移転が必要になった案件で、昨年12月13日に事務局とともに現地を確認してまいりました。申請地は既存宅地に近接しており、地形を生かした配置計画であると思われま

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございましたか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

本件につきましては、先ほどの議案第2号第2項に関連した案件で、住宅の建設、駐車スペース・通路・作業場の整備を計画するものです。

申請地については、「調査書」の24ページから27ページにあるとおりで、

1, 448平方メートルの転用です。当初は、父所有の農家宅地内に後継者住宅の建設を計画していたところ、家畜市場建設予定地になったため、父の住宅、農業用施設の計画と地続きの当該地を選定したものであります。

立地基準につきましては、「調査書」の20ページから21ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、住宅等の建設のため、農地法施行規則第38条及び第39条に係る例外許可事由にあたると思われます。

一般基準につきましては、「調査書」の21ページから23ページにあるとおりで、資力・信用力については、金融機関から事業費相当額の融資証明書が提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われます。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 議案第2号及び議案第3号に関連した案件でありますので、同日の12月13日に事務局とともに現地を確認してきております。申請地の選定につきましては、先ほど事務局からの説明にあったとおりでございます。効率的に利用できる計画であり、必要最小限の面積での申請であると思われます。以上です。

議長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は経営規模拡大に伴い、飼料庫の不足及び大型農機具の増加により新たに倉庫を建設するもので、用地の選定にあたり、現有宅地、施設用地内にはそのスペースが無いため、効率よく営農できる本申請地に建設するものです。

申請地については、「調査書」の32ページから34ページにあるとおりで、1, 886平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の28ページから29ページにあるとおり農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われます。

一般基準につきましては、「調査書」の29ページから31ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費相当額借入申込みの確認が成されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれはないと思われます。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 12月13日に事務局とともに現地を確認してまいりました。この場所は瓜幕川の流域による段差がある土地のため、既存の牛舎の北西側にしか場所がなく、申請地が牛舎と同じ高さということで選定されたようでございます。建物は半分が機械庫、半分が飼料庫ということで、作業動線からみてもこの場所が最良であり、計画面積も最小限であると思われまます。以上です。

議 長 高野委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第5号第1項から第6項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

第1項から第6項につきましては、別添「調査書」35ページから36ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第6項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第6項について、決定いたします。

次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第9項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時から農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、中昭和のAさんからの貸借の申出につきまして、適格者といたしまして、今まで借りられていた、中昭和地区のBさん（44歳）を選定いたしました。

第2項、中昭和のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、中昭和地区のBさん（44歳）を選定いたしました。

第3項、帯広市のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、稲穂地区のEさん（65歳）、稲穂地区のFさん（58歳）の2名を選定いたしました。

第4項、共進地区のGさんからの貸借の申出につきまして、適格者といたしまして、今まで借りられていた、共進地区のHさん（52歳）を選定いたしました。

第5項、東士狩地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東士狩地区のJさん（45歳）、東士狩地区のKさん（36歳）の2名を選定いたしました。

第6項、住吉地区のLさんからの貸借の申出につきまして、適格者といたしまして、新たに、東住吉地区のMさん（73歳）を選定いたしました。

第7項、泉地区のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東住吉地区のOさん（61歳）、東住吉地区のPさん（51歳）、東住吉地区のQさん（36歳）の3名を選定いたしました。

第8項、門前地区のRさんからの売買の申出につきまして、適格者といたしまして、今まで借りられていた、門前地区のSさん（61歳）を選定いたしました。

第9項、ひびき野仲町1丁目地区のTさんからの売買の申出につきまして、適格者といたしまして、今まで借りられていた、長流枝地区のUさん（39歳）を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第6号第1項から第9項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第9項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 （あっせん委員の発表）

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

次に、議案第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第7号朗読、説明）

議 長 説明が終わりました。皆さんから、ご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第7号について、原案のとおり決議してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和4年第1回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会 午後4時00分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和4年1月25日

議 長 石 川 清 光